

資 料 編

- 1 策定経過
- 2 佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱
- 3 佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員
- 4 佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

資料

1 策定経過

日付	項目	内容
令和6(2024)年 8月21日	第1回 庁内検討委員会	計画策定にあたって 第1・2章の検討
令和6(2024)年 12月18日	第2回 庁内検討委員会	総論の記載項目について 各論の様式について
令和7(2025)年 2月4日	総合教育会議	教育大綱と本計画の一体化に ついて
令和7(2025)年 3月28日	教育委員会定例会	本計画策定について
令和7(2025)年 5月26日	第3回 庁内検討委員会	本計画の策定スケジュール について
令和7(2025)年 6月24日	第1回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会	本計画策定の趣旨について 総論について
令和7(2025)年 7月15日	第4回 庁内検討委員会 (書面開催)	第1回懇談会のまとめ 写真について
令和7(2025)年 7月28日	教育委員会定例会	本計画について 総論について
令和7(2025)年 8月4日	第2回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会	各論(基本的方向1・2) について
令和7(2025)年 8月19日～ 9月12日	第5回 庁内検討委員会 (書面開催)	第2回懇談会のまとめ 役割分担について 成果指標について
令和7(2025)年 8月29日	教育委員会定例会	各論(基本的方向1・2) について
令和7(2025)年 9月19日	第3回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会	各論(基本的方向3～5) について

日付	項目	内容
令和7(2025)年 9月19日～ 10月3日	第4回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会 (書面開催)	総論、各論 (基本的方向1・2)の確認
令和7(2025)年 9月29日～ 10月10日	第5回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会 (書面開催)	各論(基本的方向3～5) の確認
令和7(2025)年 9月30日	教育委員会定例会	各論(基本的方向3～5) について
令和7(2025)年 10月1日～ 10月10日	第6回 庁内検討委員会 (書面開催)	第3回懇談会のまとめ
令和7(2025)年 10月27日	総合教育会議	本計画について
令和7(2025)年 10月27日	教育委員会定例会	本計画について
令和7(2025)年 10月31日～ 11月10日	第7回 庁内検討委員会 (書面開催)	本計画全体の確認

2 佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定又は変更に係る原案についての意見を聴くため、佐野市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、計画の策定又は変更に係る原案に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 社会教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 佐野市社会教育委員
- (7) 佐野市立学校の校長

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定され、又は変更される日までとする。

2 教育長は、前条第2項第2号から第5号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (令和4年3月25日教委告示第9号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

3 佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員

No.	区 分	所属団体等	氏名	備考
1	1号委員	宇都宮大学名誉教授	酒井 一博	委員長
2	2号委員	佐野市町会長連合会会長	厚木 健志	
3	3号委員	佐野市PTA連合会会長	北岡 篤哉	
4		佐野市の青少年とともに育つ市民の会副会長	廣瀬 恵子	
5		佐野市子ども会連合会会長	島田 厚市	
6		佐野市家庭教育オピニオンリーダー連合会	池澤 良子	
7	4号委員	佐野市スポーツ協会常任理事	藤田 清信	
8	5号委員	佐野市文化協会副会長	小山 武	
9	6号委員	佐野市社会教育委員長	神山 久夫	
10	7号委員	佐野市立小・中校長会会長	関口 純一	副委員長
11		佐野市立小学校長会会長	永松 啓輔	

敬称略、令和7年11月10日現在

4 佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定又は変更を行うため、佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更の原案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定又は変更に関し必要があると認める事務。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育部長を、副委員長は教育総務課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日教委訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日教委訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

こども政策課長 学校適正配置課長 学校管理課長 学校教育課長
教育センター所長 生涯学習課長 文化財課長

第2期佐野市教育振興基本計画
－佐野市教育ビジョン－

令和8（2026）年3月

発行 佐野市

佐野市教育委員会

編集 佐野市教育部教育総務課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3106

FAX 0283-20-3032

E-mail kyoiku@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>



第2期 佐野市教育振興基本計画

— 佐野市教育ビジョン —